

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税1)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 (1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)
		《要望の内容》 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を延長(2年間)するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二 地方税法(昭和25年法律第226号)第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成27年10月2日(※)～令和6年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯	○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2) (地方拠点強化税制における) 雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)

		<p>○平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）と重複適用を可能とする拡充） <p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充（オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7 %、拡充型事業は 4 %（平成 27、28 年度と同水準）に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等） <p>○平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長（2 年間） ・拡充（移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。整備計画認定時の雇用者増加要件を 10 人（中小 5 人）から 5 人（中小 2 人）とする要件緩和。等） <p>○令和 2 年度望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長（2 年間） ・拡充（雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等）
8	適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。 ・第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020 改訂版 (令和 2 年 12 月 21 日閣議決定) 「東京圏への一極集中に伴う諸課題について、民間企業と意識を共有しながら、民間企業の地方拠点の強化について、官民挙げて推進していく。その際、地方拠点強化税制について地方創生推進交付金との連携を含め活用を推進するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、株式会社日本政策金融公庫による融資制度といった関係施策により、総合的に対応していく。」

		<p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定) 「過度な東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用の創出を地方において雇用を創出し、地方への新たなひとの流れを生み出す観点から、企業の地方移転を地方拠点強化税制などの関連施策により引き続き支援する。その際、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化を踏まえた検討を行い、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済・財政運営と改革の基本方針 2021 (令和3年6月18日閣議決定) 「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」</p> <p>・成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定) 「地方創生に資するテレワークを更に推進していくため、サテライトオフィスの整備、利用を進めるとともに、進出企業による地域課題解決に向けた事業展開を後押しする。また、地方への人材派遣や移住、企業の本社機能の移転を後押しする。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015～2024年度累計) : 3万人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」においては、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「①適用数」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移しているものと承知している。本制度の分析対象期間(令和6年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「10年間」の年限の9年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を「27,000人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値(分析対象期間ベース)の69.4%を達成していることになる。</p>

なお、前回の政策評価時(令和元年度)においては、新たな目標値の設定・記載を予定していた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定前であったため、目標値を暫定的に「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。」としていた。過去の目標値においては、目標値の対象範囲が曖昧・不明確であり、フォローアップ時に客観的かつ正確な効果分析が困難であるとの課題が見いだされたことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて、目標値の対象範囲の定義を明確化すること等により、現在の「地域再生法に基づく認定を受けた『地方活力向上地域等特定業務施設整備計画』に記載された『特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数』（2015～2024年度累計）：3万人」に見直した経緯がある。

10 有効性等

① 適用数

<整備計画の認定状況等>

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件
認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人
目標値の達成率	147.4%	107.1%	93.1%	116.6%
雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	累計
認定整備計画数	76件	69件	15件	488件
認定整備計画における雇用創出数	1,349人	3,118人	343人	18,735人
目標値の達成率	45.0%	103.9%	11.4%	62.5%
雇用促進計画受付件数	50件	49件	10件	303件

【出典等】令和3年度に関して、認定整備計画数は令和3年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和3年7月31日までに労働局から報告のあったもの

※目標値の達成率は、上記「10年間」で雇用創出数を「3万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,000人」として試算。

※本制度の分析対象期間(令和6年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「10年間」の年限の9年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,000人×9年間=)「27,000人」とすることになると想定。

<適用件数>

○オフィス減税

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
特別償却	2件	4件	7件	5件
税額控除	2件	16件	24件	19件
合計	4件	20件	31件	24件

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特別償却	13件	10件	7件	10件	10件
税額控除	27件	32件	23件	27件	27件
合計	40件	42件	30件	37件	37件

【出典】平成 27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和 2 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計

※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しが見つからないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
税額控除	7件	5件	7件	9件
合計	7件	5件	7件	9件

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
税額控除	7件	11件	5件	8件	8件
合計	7件	11件	5件	8件	8件

【出典】平成 27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和 2 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計

※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しが見つからないため踏まえていない。

② 適用額

○オフィス減税

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
損金算入額	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円
税額控除額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円
合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
損金 算入額	517,799 千円	264,120 千円	290,970 千円	357,630 千円	357,630 千円
税額 控除額	895,747 千円	837,560 千円	832,580 千円	855,296 千円	855,296 千円
合計	1,413,546 千円	1,101,680 千円	1,123,550 千円	1,212,926 千円	1,212,926 千円

【出典】平成 27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和 2 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計

※令和 4 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 4 年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しが見つからないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
税額控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円
合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
税額控除	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	50,399 千円	50,399 千円
合計	51,396 千円	59,200 千円	40,600 千円	50,399 千円	50,399 千円

【出典】平成 27～令和元年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和 2 年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計

※令和 4 年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和 4 年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しが見つからないため踏まえていない。

③ 減収額

○オフィス減税

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
国税 (法人税)	149.2 百万円	1,581.9 百万円	1,531.4 百万円	726.0 百万円
地方税	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
法人 住民税	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
法人 事業税	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
計	176.9 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国税 (法人税)	1,015.9 百万円	898.8 百万円	900.1 百万円	938.3 百万円	938.3 百万円
地方税	47.1 百万円	80.6 百万円	82.5 百万円	89.7 百万円	89.7 百万円
法人 住民税	19.0 百万円	62.9 百万円	63.0 百万円	65.7 百万円	65.7 百万円
法人 事業税	28.1 百万円	17.7 百万円	19.5 百万円	24.0 百万円	24.0 百万円
計	1,063.0 百万円	979.5 百万円	982.6 百万円	1,027.9 百万円	1,027.9 百万円

【出典等】

- ・ 平成27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。
- ・ 令和2年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。
※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円
地方税(法人 住民税)	0.5 百万円	0.6 百万円	6.3 百万円	3.1 百万円
計	4.3 百万円	5.5 百万円	55.4 百万円	26.8 百万円

	令和元 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国税 (法人税)	51.4 百万円	59.2 百万円	40.6 百万円	50.4 百万円	50.4 百万円
地方税 (法人住 民税)	3.6 百万円	4.1 百万円	2.8 百万円	3.5 百万円	3.5 百万円
計	55.0 百万円	63.3 百万円	43.4 百万円	53.9 百万円	53.9 百万円

【出典等】

- ・ 平成 27～令和元年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」をもとに記載。
- ・ 令和2年度以降は、国税は「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」をもとに推計。
- ・ 地方税は、いずれの年度についても「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて試算。
- ・ 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。
※令和4年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和4年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

「地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015～2024年度累計)：3万人」という達成目標に対して、令和3年6月末現在で、18,735人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「27,000人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の7割弱を達成していることになる。

この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。

なお、前回の政策評価時においては、上記「9. 必要性等③」で説明したとおり、目標値を暫定的に「企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。」としていた。当該目標値についても、上記のとおり一定の雇用が地方において創出される見込みであるという観点では、その目標に対して直接的に貢献する効果を実現していると言える。他方で、当該目標値には明確な数値目標が定められていなかったため、どの程度の達成度であるか客観的かつ正確に示すことが困難という課題があった。そのため、これも既に説明したとおり、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて、目標値の対象範囲の定義を明確化すること等により、現在の「地域再生法に基づく認定を受けた『地方活力向上地域等特定業務施設整備計画』に記載された

『特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数』（2015～2024年度累計）：3万人」に見直した経緯がある。

加えて将来的な効果見込みとして、過去6年間に於いて創出した雇用数の平均は3,000人を超過(約3,065人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(10年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした9年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,000人」であることから)目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ること、政策目的の達成を図るべきであると認識している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

達成目標に掲げた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」は、企業が本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。

それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和3年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,700億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27～29年度	153,728百万円
平成30年度	33,621百万円
令和元年度	49,451百万円
令和2年度	59,650百万円
令和3年度	75,072百万円
合計	371,522百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

《適用件数・適用額に関する留意事項》

整備計画の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が整備計画の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、整備計画の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。特に直近では、コロナ禍の影響で事業計画を見直した、といった企業の声も挙がっている。

また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、整備計画の認定以前に一定の期間を要することが

		<p>見込まれる。加えて整備計画の認定後も、建物等の取得や新規雇用の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p> <p>なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに関与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等)により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の6割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない(むしろ、少ない出費(=減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。</p> <p>これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特例措置による支援は、一般論として、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果</p>

		<p>的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない)。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>企業の地方移転及び地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 ・ 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。 ・ 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転及び地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。本税制を適用した企業が本社機能を地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和4年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望まし</p>

			いものであることが証明される。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年 8 月 (R1 内閣 01-1、R1 内閣 01-2)